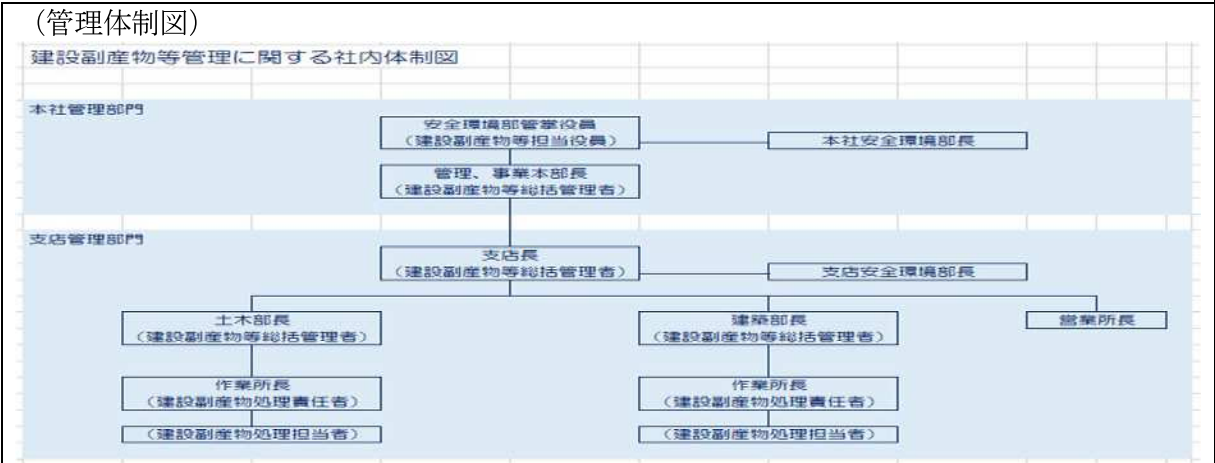


様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
2025年 6月 11日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 名古屋市中区錦2-12-14 MANHYO第一ビル5F	
氏 名 東洋建設株式会社 名古屋支店	
執行役員支店長 恩田 勝	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 052-221-7301	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	東洋建設株式会社 名古屋支店
事 業 場 の 所 在 地	名古屋市中区錦2-12-14 MANHYO第一ビル5F
計 画 期 間	2024年 4月 1日 ～ 2025年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	06：総合工事業
② 事 業 の 規 模	元請完成工事高：51.89億円/年
③ 従 業 員 数	75人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類及びがらす・陶磁器くず⇒ 中間処理業者へ委託し、再生砕石等にて再利用。 ・廃プラスチック類⇒ 中間処理業者委託し、選別後一部再利用。 ・建設汚泥⇒ 中間処理業者へ委託し、乾燥後一部再利用。 ・金属くず⇒ 中間処理業者へ委託し、再生利用。 ・紙くず⇒ 中間処理業者へ委託し、再生紙等にて再利用。 ・建設木くず⇒ 中間処理業者へ委託し、再生チップ等にて再利用。 ・混合廃棄物⇒ 中間処理業者へ委託し、安定もしくは管理型埋立。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	全ての廃棄物	
	排 出 量	1,266.13 t	t
	(これまでに実施した取組) (がれき類：1,036.17t、廃プラスチック類：52.95t、金属くず：4.39t、建設汚泥：4.55t、紙くず：9.35t、建設木くず：75.53t、混合廃棄物：83.07t、その他：0.12t) ・搬入資材の梱包材削減及び発生した端材の有効もしくは再利用。 ・金属やダンボール等の有償償却による再生利用。 ・余剰材の発生抑制や専門業者による引取り再利用。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	全ての廃棄物	
	排 出 量	800 t	t
	(今後実施する予定の取組) (がれき類：400t、廃プラスチック類⇒：50t、金属くず：5t、建設汚泥：100t、紙くず：5t、建設木くず：110t、がらす・陶磁器くず：100t、混合廃棄物：30t) ・上記の取組に加え、建設資材の工場加工率を上げる要請と、現場での端材発生抑制の指導。 ・4R運動の展開や再生砕石等の使用による積極的なリサイクル活動を展開する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、がらす・陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、建設木くず、建設汚泥等（現状混廃率：25.1%）
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・狭小現場においても袋詰め等の分別を行う。 また、分別種類をイラスト化して掲示し、「見える化」による再生効率を高める。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	全ての廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	1,266.13 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	310.46 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	1,266.13 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・弊社は自社の廃棄物処理施設を有していないため、発生した廃棄物は全て処理業者に委託している。 ・がれき類、建設木くず等の再生可能な廃棄物は、再生利用率の高い処理業者の選定を指導している。 ・電子マニフェストの使用を原則とし、優良処理認定業者への選定委託を今後も指導継続する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	全ての廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	800 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	600 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	800 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 廃掃法等の法改正についてはその都度現場に通知、周知し、産廃委託契約上の不備が生じないように管理指導する。 ・ 再生可能な廃棄物は、再生利用率が高い業者に委託する。 ・ 優良処理認定業者への選定を工事開始時に現場に通知し、委託契約を推奨する。 ・ 委託契約先の処理業者については、現場だけでなく管理部署も定期的な実地確認を実施していく。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。